

○経済産業省告示第九十号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第四十条第二項ただし書及び第四十四条第三項ただし書、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十七条第二項及び第八十一条第四項ただし書、一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第七十九条第二項及び第八十三条第三項ただし書、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十四条第二項及び第三十八条第三項ただし書、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の六ただし書、第九十四条の五第一項ただし書及び同条第二項ただし書、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第三十六条第一項第一号ただし書、第三十七条第一号ただし書、第三十八条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十八条第二項、第八十一条第一項ただし書及び第一百三十二条ただし書、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第一条第二項、第二条第二項及び第八条第三項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第

四十七条第三項の規定に基づき、各条項の事由並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める時期を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 次に掲げる期間が令和二年四月十日から九月三十日までの間に終了する者は、当該期間がそれぞれの規定中「六月」とあるのは「十月」と、「一年」とあるのは「一年四月」と、「二年」とあるのは「二年四月」と、「三年」とあるのは「三年四月」と、「四年」とあるのは「四年四月」と、「事業年度終了後三月以内」とあるのは「事業年度終了後七月以内」とする。

(1) 冷凍保安規則第四十条第二項（同規則第四十一条第二項及び第四項において準用する場合を含む）。

）、液化石油ガス保安規則第七十七条第二項（同規則第七十八条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、一般高压ガス保安規則第七十九条第二項（同規則第八十条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、コンビナート等保安規則第三十四条第二項（同規則第三十五条第二項及び第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第八十一条第一項（同規則第八十二条第一項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示第十四条の規定により保安検査を受け、又は自ら行わなければならない期間

(2) 冷凍保安規則第四十四条第三項、液化石油ガス保安規則第八十一条第四項、一般高压ガス保安規則第八十三条第三項及びコンビナート等保安規則第三十八条第三項の規定により定期自主検査を行わなければならない期間

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第三十六条第一項第一号の規定により供給設備の点検を行う期間、同規則第三十七条第一号の規定により消費設備の調査を行う

期間、同規則第三十八条の二第一項及び第二項の規定により同規則第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない期間

(4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第四十八条第一項及び第三百三十二条の規定により報告をしなければならない期間

二 次に掲げる期間が令和二年五月一日から七月三十一日までの間に終了する者は、当該期間を六月間延長する。

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第一条第一項又は第二条第一項第一号の中小企業診断士の登録の申請を行わなければならない期間及び同規則第八条第一項（同規則第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の中小企業診断士の登録の有効期間

三 鉱山保安法施行規則第四十七条第一項の保安図の複本の提出に係る同条第三項の経済産業大臣の定める期間は、令和二年十二月末日までの期間とする。

3 経済産業大臣が定める時期

次に掲げる時期が令和二年四月十日から九月三十日までの間に満了する者は、当該時期がそれぞれの

規定中「三年三月」とあるのは「三年七月」と、「四年三月」とあるのは「四年七月」と、「六年三月」とあるのは「六年七月」とする。

(1) 電気事業法施行規則第七十三条の六第一号の規定により使用前安全管理審査を受けなければならない時期

(2) 電気事業法施行規則第九十四条の五第一項第一号、第二号及び第三号並びに同条第二項第一号及び第二号の規定により定期安全管理審査を受けなければならない時期

附 則

この告示は、公布の日から施行する。